

## 第22回長崎大学学長選考会議議事要旨

1 日 時 平成23年1月20日(木) 15:40～16:20

2 場 所 長崎大学事務局第3会議室

### 3 議 事

#### (1) 長崎大学学長候補者の選考日程について

議長から、①現長崎大学学長が平成23年9月30日付けで任期満了となるので、長崎大学学長候補者の選考に関する規則(以下「規則」という。)第3条第1項1号により学長選考会議において次期の長崎大学学長候補者の選考を行う必要があること、②同条第2項でその選考は任期が満了する日の2月前となっているので、平成23年7月31日までに選考を行う必要があること、③規則第6条で選考日程は学長選考会議が定めることになっているので、選考日程を審議いただくことについて、提案説明があった。

引き続き、総務部長から、参考資料を用い学長選考の手続きを中心に説明があった後、資料1の学長選考会議等日程案の説明があった。

なお、主な説明事項は次のとおり。

- ・ 6月2日に学長選考会議を開催し、第2次学長候補者の選出等の審議を行うこと。
- ・ 6月28日は、午前中に学内意向投票を実施し、学長選考会議で、その投票結果を参考に学長候補者選考の審議等を行うこと。この審議結果によっては、同日に、再投票を実施し、さらに学長選考会議を開催し、再投票の結果を受けて学長候補者選考の審議等を行うこと。
- ・ 再投票の結果を受けた学長選考会議の審議で学長候補者が得られない場合には、6月29日の午前に再々投票を実施し、午後から学長選考会議を開催する運びとなること。
- ・ この制度により法人後2回の学長選考が行われているが、本学では再投票を行った例はないこと。

以上の提案、説明を受けて、審議が行われた結果、資料1の原案のとおり選考日程が決定された。なお、審議過程で出された主な意見等は、大要次のとおりであった。

- 学長候補者選考の全体の流れは、意向投票の過半数にこだわっており、比較的保守的な選考ルールとなっている。意向投票と言いながら投票結果で決めるようになっており、学長選考会議の権限が弱いように思える。過半数を取った人を学長選考会議がひっくり返すことができないようになっている。総じて、学長選考会議の立場が低い選考ルールとなっていると思う。ところで、意向投票を行い過半数得票者がいない場合に、再投票をしないで学長選考会議が学長候補者を決めることができるが、これまでの学長選考では候補者が過半数を取るまで投票を実施していたのか。
- 法人化後の過去2回の学長選考では、最初の意向投票で過半数が取れており、過半数を取れていない学長候補者はいない。
- 事例がないとなれば、過半数得票者がいない場合は、この会議で議論することとなる。

- 経営協議会学外委員は、必ず推薦しなければならないのか。
- 推薦ができるということで、義務ではない。

(2) 第1次学長候補者の推薦依頼について

議長から、規則第7条で学長選考会議は教育研究評議会及び経営協議会学外委員に第1次学長候補者の推薦を求めることとなっているので、その依頼文書について審議願いたい旨の提案説明があった。

続けて、総務部長から、資料2に基づき、長崎大学教育研究評議会議長宛の推薦依頼書（案1）及び長崎大学経営協議会学外委員宛の依頼書（案2）について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長候補者選考の際の面接が任意規定であることに関し、大要次のような意見交換が行われた結果、この取扱いについては、今後学内での検討を経て、次の学長選考に間に合うよう規定改正の要否を含め検討することとなり、今回の学長選考は現行規則に沿って実施することで、了承された。

- 学長選考会議が学長候補者を選考するときに、ヒアリングをする場面はないのか。
- 規則第14条第1項で、学長選考会議は、意向投票の結果を参考に学長候補者を決定する際に、必要に応じて面接を実施することとなっている。
- スケジュール的には、資料1の選考日程ではどこになるのか。
- 6月2日の第2次候補者を決める段階までは面接は行われぬ。意向投票を6月28日に実施して、その結果を受けて最終候補者として決定する前に、選考に必要なならば、面接を行うかどうか学長選考会議が決めることとなっている。
- 面接をしないで、学長候補者を決めるのはできないと思うが。
- 熊本大学ではどうか。
- 当然やっている。本人との面接をしないで決めるのは、学長選考会議の責任放棄だと思う。長崎大学では、今まではどうしていたのか。
- これまで面接は実施していない。この規則はご意見のとおり基本的に過半数得票者にこだわって作られている。制度設計の議論の中で、過半数が取れなければその後の大学運営が難しいとの議論もあった。
- 一般にはそういう意見は強いが、学長選考会議としては、学内意向投票の票数が多かったのものでそれで決めるというのは、如何なものか。何をもって決めたのかと問われる。
- 学長選考の際に面接を行うべきとの意見については、今後、内部的に検討いただき、次の学長選挙のときにこの規定でよいのかをぜひ検討していただくこととし、今回の学長選考はこの規則に沿って行う扱いにせざるを得ないと思うが、如何か。
- それでよいと思う。規則第13条の規定で、意向投票で過半数得票者があった場合でも面接をするかどうかの判断は、学長選考会議に残っている。その際に決めてもよいが、いつ決めるかという問題がある。
- 6月28日までに動向が明確に出てきて、その段階で我々が委員として、学長候補者がどういう将来展望をもっているのかを面接する方向で学長選考会議が動いていくのか、あるいは、従来どおり過半数得票を得ていれば信頼感の下面接しないこととするのか、今日

議論するのか、それとも6月2日に議論するのか、いずれがよいか。

- 極端に得票が多い場合と、過半数に近い人が1人いた場合では状況が違うと思う。投票があった段階で議論をしていただき、皆さんが必要との判断ならば、面接を実施するという事でいかがか。面接を実施する方向を担保しながら進めるのがよいと思う。

### (3) 長崎大学学長候補者選考学内意向投票管理委員会の設置について

議長から、規則第11条で学長選考会議は学内意向投票を管理するため、長崎大学学長候補者選考学内意向投票管理委員会を置くことになっており、同条第2項でその組織が規定されているが、学長候補者選考学内意向投票管理委員会を設置すること、次いで、各部局等へ当該委員会委員の選出を資料3のとおり依頼することを認めていただきたい旨の提案説明があった。

引き続き、総務部長から、資料3に基づき、部局等へ当該委員会委員の選出依頼文書について説明があった。

以上の提案、説明を受けて、審議が行われた結果、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の設置に伴う学内意向投票管理委員会の組織規定を見直すことを条件に、学内意向投票管理委員会の設置自体は了承された。

なお、審議過程で出された主な意見等は、大要次のとおりであった。

- 生産科学研究科は4月から改組され、工学研究科及び水産・環境総合科学研究科の2つの研究科となる。教員組織はその2研究科に所属するようになっている。それぞれの部局から委員を2名ずつ出すようになると思うが、そのように変更すべきではないのか。委員会を設置すること自体には問題はないが。
- 4月に工学研究科及び水産・環境科学総合研究科が設置されるので、他の規則も含めて規定の整備を行った上で、6月2日の学長選考会議でご報告させていただきたいと考えている。
- この部分が改正されるのであれば、学長選考会議が6月まで開催予定がないので、規則の整備を行ったことを事務局から委員にお知らせ頂きたい。
- この規則は学長選考会議の所管であるので、書面会議などで審議する必要がある。
- 4月1日以降に新部局ができた場合は速やかに改正する必要があるので、生産科学研究科が改組されたら直ちに書面会議を行う必要がある。
- 規則第11条の規定に関しては、生産科学研究科を消すのか、残すのか、従来の生産科学研究科をここに規定したのと意味が違ってくるので、学内委員で議論した方がよい。
- 生産科学研究科は独立研究科で、基礎学部は工学部、環境科学部、水産学部の3学部である。現在、各学部の一部の教員が生産科学研究科に所属し、また一部は学部にも所属している。4月からの改組では、新しく工学研究科と水産・環境科学総合研究科が設置され、すべて教員がいずれかの研究科の所属となる。また、生産科学研究科は形式上廃止されるが、学生は残っているので教育組織としては残るが、教員の組織としてはなくなる。つまり、学部にも所属する教員がいなくなる中で、どのように整備すべきということである。
- 学部から委員を選出するとした場合には、各学部からも2人ずつ出すことになるので、その点について学内委員で議論させていただき、改正案を作り学外委員に見ていただき、

改正内容を決定した方がよいと思う。

- 規則第11条の改正については、背景的に整理すべき問題があるので、この箇所を改正し明確化する必要がある。この点については、学内委員で論議を尽くして、原案を出していただきたい、4月の段階で改正内容を決定し、6月2日の学長選考会議段階では順調に活動ができる見通しを立てておく必要がある。ぜひ、そのような段取りで手続きを進めていただきたい。

#### (4) その他

##### ア 次回以降の学長選考会議の開催日程について

総務部長から、次回以降の開催予定として、第23回の学長選考会議を6月2日に開催し第2次学長候補者を選出していただくこと、6月28日に学内意向投票を実施して、当日第24回学長選考会議を開催し、再々投票が行われた場合は、翌日の6月29日にも開催することについて、説明があった。

(以上)